

桐 生 市 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

開 会	令和6年3月4日（月）																		
閉 会	令和6年3月4日（月）																		
場 所	市役所 本館3階 特別会議室																		
出席者	教育長 小林 一 弘 委員 板 橋 英 之 委員 山 野 玲 子 委員 松 本 昭 彦 委員 飯 山 千 里																		
欠席者	なし																		
説明のため 出席した職員	<table border="0"> <tr> <td>教育部長</td> <td>戸 部 裕 幸</td> </tr> <tr> <td>教育部参事</td> <td>飯 泉 尚 士</td> </tr> <tr> <td>総務課長</td> <td>園 田 博 宣</td> </tr> <tr> <td>教育未来室長</td> <td>原 橋 貴 史</td> </tr> <tr> <td>学校教育課長</td> <td>渡 邊 真 宏</td> </tr> <tr> <td>教育支援室長</td> <td>鈴 木 智 行</td> </tr> <tr> <td>生涯学習課長</td> <td>河 合 恵 子</td> </tr> <tr> <td>文化財保護課長</td> <td>向 田 澄 枝</td> </tr> <tr> <td>図書館長</td> <td>助 川 登志子</td> </tr> </table>	教育部長	戸 部 裕 幸	教育部参事	飯 泉 尚 士	総務課長	園 田 博 宣	教育未来室長	原 橋 貴 史	学校教育課長	渡 邊 真 宏	教育支援室長	鈴 木 智 行	生涯学習課長	河 合 恵 子	文化財保護課長	向 田 澄 枝	図書館長	助 川 登志子
教育部長	戸 部 裕 幸																		
教育部参事	飯 泉 尚 士																		
総務課長	園 田 博 宣																		
教育未来室長	原 橋 貴 史																		
学校教育課長	渡 邊 真 宏																		
教育支援室長	鈴 木 智 行																		
生涯学習課長	河 合 恵 子																		
文化財保護課長	向 田 澄 枝																		
図書館長	助 川 登志子																		
事務局職員 出席者	<table border="0"> <tr> <td>庶務係長</td> <td>山 本 江美子</td> </tr> <tr> <td>庶務係（担当）</td> <td>萩 原 健 二</td> </tr> </table>	庶務係長	山 本 江美子	庶務係（担当）	萩 原 健 二														
庶務係長	山 本 江美子																		
庶務係（担当）	萩 原 健 二																		
時 間	開 会 午後 2 時 00 分 閉 会 午後 2 時 36 分																		

提 出 議 案		
議案番号	件 名	結 果
議案第 4 号	桐生市教育委員会傍聴規則の一部を改正する教育委員会規則案	原案可決(全員賛成)
議案第 5 号	桐生市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する教育委員会規則案	原案可決(全員賛成)
議案第 6 号	桐生市教育委員会事務局部長設置に関する規則の一部を改正する教育委員会規則案	原案可決(全員賛成)
議案第 7 号	桐生市教育委員会事務局事務の専決、代決に関する規程の一部を改正する教育委員会訓令案	原案可決(全員賛成)
議案第 8 号	桐生市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則案	原案可決(全員賛成)
議案第 9 号	桐生市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則案	原案可決(全員賛成)
議案第 10 号	桐生市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則案	原案可決(全員賛成)
議案第 11 号	令和 6 年度桐生市教育行政方針案について	原案可決(全員賛成)
議案第 12 号	桐生市立小・中・義務教育学校及び高等学校の校長、教頭の任免に関する内申並びに桐生市立幼稚園園長の任免について	秘密会にて審議
発 言 者	発 言 内 容	
教育長	<p>それでは、最初に桐生市市民憲章の唱和をお願いいたします。 私の方で前文を朗読いたしますので、項目からご唱和をお願いいたします。</p> <p>全員、ご起立願います。</p> <p>(市民憲章の唱和)</p> <p>ありがとうございました。ご着席ください。</p>	
教育長	<p>それでは、これより桐生市教育委員会 3 月定例会を開会いたします。 ただいまの出席者は、5 名であります。 直ちに会議を開きます。</p>	

教育長	<p>日程第1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第18条の規定により、飯山委員を指名いたします。</p>
教育長	<p>日程第2 会期決定の件を議題といたします。 お諮りいたします。 今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いを。 これにご異議ありませんか。</p> <p><異議なしの声></p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、会期は本日1日と決定いたしました。</p>
教育長	<p>日程第3 事務報告についてを議題といたします。 課ごとに順次報告をお願いいたします。 (総務課から順次、建制順に事務報告)</p>
教育長	<p>ただいまの事務報告について、質疑に入ります。 委員の皆さんから、何かございますでしょうか。</p>
板橋委員	<p>サイエンスドクター事業がそろそろ来年度の大学院生を募集する時期になって来ますが、進捗状況を教えてください。</p>
学校教育課長	<p>サイエンスドクター事業は、これまで長い間続けてこられたということで、皆様のご協力に大変感謝しているところです。プログラミングの教育等を取り入れながら今年度やってきたわけですが、内容も含めて変えられる部分については、子どもたちのニーズも把握しながら少しずつプログラミングの中身を変えていき、新しい授業もしていこうかと考えているところです。現在、大学の方をお願いして募集をかけているところで、例年どおり募集をかけて集まるというようなことを聞いています。</p>
山野委員	<p>前回いただいた学校規模適正配置の資料を拝見させていただきました。誰が見ても今の課題や今後の心配が良く分かり、地図も付いていて未来を想定できるような分かりやすい資料を作って、会議を開催していただいたことが良く分かりました。第2回を検討中とのことですが、年度をまたいでメンバーが変わったりということもありますので、せっかくここまで丁寧にしてい</p>

山野委員	ることがよりうまく進むように配慮していただけたらと思いました。
教育未来室長	ありがとうございます。ご指摘のとおり年度が変わって委員さんが変わるケースや校長についても交代となるケースもありますが、個々にお伺いしながら丁寧に対応したいと考えています。
飯山委員	同じく教育未来室の件ですが、これから会議を検討中とのことで、教育委員会だけでなく、桐生市のいろいろな課が関わってくるのかなと思いますが、そういったところとの話し合いはどのような形で進められていますか。
教育未来室長	学校が有する機能には様々な特性がありまして、例えば避難所や地域コミュニティの核としての機能などがあります。また、学童や、通学環境の安全確保など、市の様々な部署でも関わりを持っています。今後の協議・検討の具体的な進展に向けて、関係部署との連絡調整は非常に重要であるので、積極的な情報共有に努め、丁寧に連携を進めながら、協議・検討に臨んでいきたいと考えています。
飯山委員	参加する委員の方が、教育委員会以外の通学時の交通の話であったり、家を何時に出て、バスで行くのかどうするのかなど、委員の方が1日のタイムスケジュールをなんとなくイメージできるような形になると意見が出やすいのかなということと、具体的なイメージを持って会議をしていただけるといいのかなと思いました。
教育未来室長	現在、第1回検討委員会で出た意見等の分析をしているところです。こうしたことを踏まえ、今後、議論しやすい資料作成等を心掛け、協議・検討に臨みたいと思います。
教育長	ありがとうございました。丁寧に進めていきましょう。
松本委員	放課後子供教室関係の提言について、詳しい内容については提言書を読ませていただきたいと思いますと思いますが、議論するなかで放課後子供教室が今後安定的にやっていくためにポイントになる点など、いろいろな議論をされていると思います。ご紹介をいただけるようなところがあればお願いできますか。
生涯学習課長	議論は様々な分野にわたりましたが、大きなところで申し上げますと2点かなと思います。1点目、社会教育指導主事の関わり方についてご提言いただきましたので、生涯学習課として次年度に繋げていきたいと考えています。また放課後子供教室は地域との連携がとても大きい部分ですが、公民館が地

生涯学習課長	<p>域のコミュニティの核になるという提言をいただきましたので、公民館をどのように取り込んでいこうかというところが課題ではありますが、この2点大きなものでご提言いただきましたので、次に繋げたいと考えています。</p>
教育長	<p>質疑も出尽くしたようですので、これをもって質疑を終結します。</p>
教育長	<p>日程第4 議案第4号桐生市教育委員会傍聴規則の一部を改正する教育委員会規則案を議題といたします。</p>
教育部長	<p>事務局の提出理由の説明をお願いいたします。</p>
教育部長	<p>ただいま議題となりました、議案第4号桐生市教育委員会傍聴規則の一部を改正する教育委員会規則案について、ご説明申し上げます。 令和6年4月1日より傍聴規則を見直すことに伴い、所要の改正を行うものです。以上、ご審議のうえご議決のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
教育長	<p>これより質疑に入ります。</p>
教育長	<p>質疑もないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 これより採決を行います。 本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
教育長	<p><異議なしの声></p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。</p>
教育長	<p>よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。</p>
教育長	<p>次に、議案第5号桐生市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する教育委員会規則案、議案第6号桐生市教育委員会事務局部長設置に関する規則の一部を改正する教育委員会規則案、議案第7号桐生市教育委員会事務局事務の専決、代決に関する規程の一部を改正する教育委員会訓令案、以上3件を一括議題といたします。</p>
教育長	<p>事務局の提出理由の説明をお願いいたします。</p>

<p>教育部長</p>	<p>ただいま議題となりました、議案第5号から議案第7号について、ご説明申し上げます。令和6年4月1日付けの機構改革により、教育委員会の組織が改編されることに伴い、所要の改正を行うものです。以上3件、ご審議のうえ、ご議決のほどよろしくお願ひ申し上げます。</p>
<p>教育長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p>
<p>松本委員</p>	<p>組織の改編については適宜行われていると思いますが、今回の組織改編を行うことによって行政推進上、良くなる点など教えてください。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>今回の機構改革では、学校教育課、教育支援室を独立させることによって桐生市の教育環境の更なる充実という目的が明確になり、教育環境の充実に繋がると考えています。学校教育課は、教職員人事や児童生徒の就学に関すること、教育研究、教育指導、教科書採択に関わることが主な業務になります。教育環境課は、教育支援室の学校運営上の教職員の支援、ICT教育であったり生徒指導、いじめ防止、サイエンスドクターなど適正配置を推進する部署として、これからの児童生徒、教職員、学校などの未来への支援体制の充実に向けた運営を行うことで、独立した運営をしていきたいと考えています。</p> <p>教育未来室が教育環境課に入ったことによって、現状の学校の状況を十分理解していることで適正配置についてもスムーズに推進していけるものと考えています。</p>
<p>松本委員</p>	<p>分かりました。より機能的な組織になるということですね。</p>
<p>教育長</p>	<p>他に何かございますか。</p> <p>質疑も出尽くしたようですから、これをもって質疑を終結いたします。これより採決を行います。採決は議案ごとに行います。まず、議案第5号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
<p>教育長</p>	<p><異議なしの声></p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第6号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>

	<p><異議なしの声></p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。</p>
教育長	<p>よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第7号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	<p><異議なしの声></p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。</p>
	<p>続きまして、議案第8号桐生市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則案を議題といたします。</p>
	<p>事務局の提出理由の説明をお願いいたします。</p>
教育部長	<p>ただいま議題となりました、議案第8号桐生市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則案について、ご説明申し上げます。桐生市立学校施設の使用料の減免に関する特例措置について、所要の改正を行うものです。以上、ご審議のうえご議決のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
教育長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑もないようですから、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>これより採決を行います。</p> <p>議案第8号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	<p><異議なしの声></p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。</p>

教育長	次に、議案第9号桐生市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則案を議題といたします。
教育部長	事務局の提出理由の説明をお願いいたします。 ただいま議題となりました、議案第9号桐生市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則案について、ご説明申し上げます。体育館等使用料について、桐生市又は桐生市教育委員会の後援による事業で使用する場合並びに官公署が公用のために使用する場合の減免率について、現状に即した扱いとするための特別措置を、引き続き1年延長するものです。以上、ご審議のうえご議決のほどよろしくお願い申し上げます。
教育長	これより質疑に入ります。 質疑もないようですから、これをもって質疑を終結いたします。 これより採決を行います。 議案第9号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。 ＜異議なしの声＞
教育長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第10号桐生市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則案を議題といたします。
教育部長	事務局の提出理由の説明をお願いいたします。 ただいま議題となりました、議案第10号桐生市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則案について、ご説明申し上げます。本案は、資料を館外利用することのできる者に、前橋市、伊勢崎市で隣接する地区の居住している者だけではなく、全ての前橋市、伊勢崎市に居住している者に改正するものです。なお、施行日につきましては、令和6年4月1日とするものです。以上、ご審議のうえ、ご議決のほどよろしくお願い申し上げます。

教育長	これより質疑に入ります。
飯山委員	他の自治体の方が桐生市の図書館を利用できるということだと思いますが、桐生市の方は、桐生市以外にどこの図書館が利用可能なのかは、あまり知られていないと思うので教えてください。
図書館長	伊勢崎市と両毛広域都市圏の相互利用制度が設けてある、太田市、館林市、みどり市、足利市、佐野市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町の図書館が利用可能となっています。
飯山委員	それはいつからですか。
図書館長	確認をさせてください。太田市は、駅前にある太田市美術館・図書館は太田市内の方しか利用できないため、そこは除く形になります。 太田市内の方でも、他の太田市立の図書館の利用券がそこでは使えないため、改めて利用券を作ると聞いています。
教育長	質疑も出尽くしたようですから、これをもって質疑を終結いたします。 これより採決を行います。 議案第10号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。 <異議なしの声>
教育長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第11号令和6年度桐生市教育行政方針案についてを議題といたします。 事務局の提出理由の説明をお願いいたします。
教育部長	ただいま議題となりました、議案第11号令和6年度桐生市教育行政方針案について、ご説明申し上げます。本方針は、令和6年度の具体的な事業施策をまとめた教育行政方針を定めようとするものです。以上、ご審議のうえ、ご議決のほどよろしくお願い申し上げます。

教育長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑もないようですから、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>これより採決を行います。</p> <p>議案第11号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p><異議なしの声></p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第5 次回以降の教育委員会定例会について確認いたします。</p> <p>4月定例会については、4月17日（水）午後2時から、市役所本館3階特別会議室での開催を予定しています。</p> <p>5月定例会については、5月17日（金）午後2時から、市役所本館3階特別会議室での開催を予定しています。</p> <p>次に、6月定例会の予定について、事務局からご提案願います。</p>
教育部長	<p>6月定例会については、6月7日（金）午後2時からの開催をご提案申し上げます。</p> <p>6月定例会については、6月7日（金）午後2時からという提案がありました。よろしいでしょうか。</p> <p><異議なしの声></p>
教育長	<p>それでは、6月7日（金）午後2時に予定させていただきます。</p> <p>会場は、追って、ご連絡いたします。</p> <p>日程第6につきましては、秘密会にいたしたいと思います。</p> <p>これにご異議はありませんか。</p> <p><異議なしの声></p>

教育長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第6につきましては、秘密会で行います。</p> <p>本件は秘密会となるため、傍聴規則第6条の規定により、傍聴の方々、報道の方々、議案に関係しない職員には、退場していただくこととなりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>暫時、休憩いたします。</p>
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------